

答申第19号
平成26年9月19日

秦野市長 古谷 義幸 様

秦野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 滝澤 正



秦野市公用車ドライブレコーダーの設置に係る個人情報の取扱い
について（答申）

本年8月22日に提出されました諮問第21号「秦野市公用車ドライブレコーダーの設置に係る個人情報の取扱い（個人情報の本人外収集及び本人外提供並びに本人外収集後及び本人外提供後の本人通知の省略）」について、慎重に審議いたしました。

その結果、次の附帯意見を付したうえで、秦野市個人情報保護条例の規定に照らし、支障はないとの結論に達しましたので、その旨を答申いたします。

（附帯意見）

- 1 ドライブレコーダーの設置及び管理運用に当たっては、秦野市個人情報保護条例を遵守するとともに、その旨を取扱要綱に明記すること。
- 2 データの保存期間の延長については、必要最低限の場合にとどめるとともに、外部提供に当たっては、電磁的記録媒体を必ず返却させるなど個人情報を紛失することのないよう、確実な方法で取り扱うこと。